

令和 8 年度 監査計画

1 基本方針

監査を実施するに当たっては、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条の規定の趣旨に基づき、本市の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行が住民の福祉増進に寄与するため適正かつ効果的になされているか、最少の経費で最大の効果を上げているか等、合規性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の視点も踏まえた監査を実施し、市政への信頼確保に資するよう努めるものとする。

2 年間実施計画

監査対象となる事務事業の動態、監査所要時間等を勘案して、別紙のとおり年間監査等実施計画を策定し、これに基づき実施するものとする。

(1) 定期監査（法第 199 条第 4 項）

ア 監査対象

過去の定期監査の実施状況を勘案して、対象を選定する。

イ 監査項目等

財務に関する事務の執行が、法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の視点に留意して監査を実施するが、特に次の事項を主要監査項目とする。

(ア) 予算の執行に関する事務

(イ) 収入に関する事務

(ウ) 支出に関する事務

(エ) 契約に関する事務

(オ) 財産管理に関する事務

(カ) 現金等の出納保管に関する事務

(キ) その他行政運営に関する事務（本庁及び外部施設に係る事務を含む。）

検査の実施時期は、原則として、10 月、11 月、1 月とする。

(2) 随時監査（法第 199 条第 5 項）

ア 工事監査

工事の施工が適法かつ合理的、効率的に行われているか、また、経済的に妥当であるかを主眼として実施する。

検査の実施時期は、原則として、1 月とする。

イ その他の監査

必要があると認めるとき、監査委員の協議により実施する。

(3) 行政監査（法第 199 条第 2 項）

必要があると認めるとき、監査委員の協議により実施する。

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

公の施設の指定管理者監査を実施する。

検査の実施時期は、原則として、12 月とする。

(5) 例月出納検査（法 235 条の 2 第 1 項）、

現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月前月末日現在のものを検査する。

検査の実施時期は、原則として、毎月 22 日とする。

(6) 一般会計・特別会計決算審査（法第 233 条第 2 項）、基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）、公営企業会計決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項）、

決算、その他関係諸表及び基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査する。

審査の実施時期は、次のとおりとする。

ア 公営企業会計決算審査 5 月～6 月

イ 一般会計・特別会計決算審査、基金運用状況審査 6 月～7 月

- (7) 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項）及び資金不足比率の審査（健全化法第22条第1項）

決算によって導き出された健全化判断比率及び資金不足比率について、積算根拠を示す資料を検証し、健全化判断比率及び資金不足比率が適正かどうかを主眼として審査する。

審査の実施時期は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-------|
| ア 公営企業会計資金不足比率等の審査 | 5月～6月 |
| イ 一般会計・特別会計健全化判断比率等の審査 | 6月～7月 |

3 実施体制及び実施方法

- (1) 監査を効率的、効果的に実施するため、担当課にあらかじめ必要資料の提出を求め、補助職員による事前監査を行う。

監査委員は、関係職員から説明を聴取したうえ質疑を行い、意見にまとめる。また、必要に応じて現地調査を行う。

- (2) 監査に当たっては、前回実施の際の改善指摘事項、注意事項及び検討要望事項の措置状況等を点検するものとする。

- (3) 監査結果の改善指摘事項に対する措置を講じた旨の通知を受領した場合、その通知に係る事項を公表するものとする。（法第199条第15項）